変更届の提出について

独立行政法人都市再生機構

一般競争（指名競争）参加資格の申請内容に変更が生じた場合は、なるべく早期に変更届を提出してください。

１　必要書類

(1)　変更届…【別添様式１】

(2)　委任状…【別添様式２】　※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委　任状年月日が申請日の３か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。行政書士法人の場合は法人登録番号もしくは個人の行政書士証票に記載の番号を記載してください。

(3)　受理票…【別添様式３】　※電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。郵送の場合、必要な分の切手を貼付したはがきに送付先を記入

(3)　送付前チェックシート

(4)　添付書類

下表のうち官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から３ヶ月前までのものを有効とします。

下表の要否欄で「必要」となっている変更内容以外については変更届の提出は不要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要否 | 変更内容 | 添付書類 |
| 必要 | ・商号又は名称（個人の氏名も含む） (\*1)・代表者の氏名・本社(店)及び最寄り営業所の所在地 (\*2,3) | 登記事項証明書の写し※　不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条第５項の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法に規定する商業登記簿謄本又は抄本を含む。※　登記されていない場合は、県等に提出された建設業の変更届第一面の写しか、税務署に提出した異動届の写し※　建設工事の登録において本社（店）及び最寄り営業所の所在地を変更する場合は、県等に提出された建設業の変更届第一面の写し（受領印あり）。 |
| 必要 | ・本社(店)又は最寄り営業所の電話番号及びＦＡＸ番号 | 添付書類は必要ありません。変更届のみ提出してください。 |
| 必要 | ・許可、登録等の状況 (\*4) | 許可、登録等の証明書の写し(\*5,6,7) |
| 必要 | ・個人の氏名に係る変更 | 戸籍謄本又は抄本の写し |
| 必要 | ・個人の住所に係る変更 | 住民票の写し |
| 不要 | ・資本金の変更・支店長氏名・市町村合併に伴う住所の変更・メールアドレスの変更・資本関係、役員の兼任に関する事項 | 変更届を提出する必要はありません。※　支店長名での年間委任状を各本部等に提出している場合は、同じ各本部等に年間委任状を再提出してください。 |

\*1　商号・名称変更の際は、ふりがなも記載してください。

\*2　所在地変更の際は、郵便番号並びに電話番号及びＦＡＸ番号も記載してください。

\*3　最寄り営業所とは当機構に申請して頂いた営業所（インターネット申請において「連絡先営業所」又は「営業所設定」にて指定した営業所）を指します。当機構に申請していない営業所の変更については、変更届の提出は不要です。

\*4　建設業許可を更新した場合及び新たに総合評定値の通知を受けた場合は、変更届及び総合評定値通知書の写しの提出は不要です。総合評定値通知書の差し替えは出来ません。

　建設業の許可区分、許可業種、許可番号等に変更がある場合は、変更届及び総合評定値通知書の写しを提出してください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）により電子的に発行された通知書の写しを提出する場合は、通知書が発行済みであることを確認できるシステムの画面コピーを併せてご提出ください。

\*5　廃業された場合は、廃業届のコピーを添付してください。廃業届がない業種については、変更届の提出のみで結構です。

\*6　工事の許可変更については本社の変更のみ提出してください。

\*7 建設コンサルタント等（測量等）の登録を受けた事業の有効期限が切れた場合には、通知書又は証明書の写しを提出してください。ただし、測量業者登録と建築士事務所登録については、申請日の３か月以内のものである必要があります。建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門の追加・削除を希望される際には、有効期限が切れていないかについてもご注意下さい。

２　工種（業種）・地区の追加申請について

変更届とは別に、当機構ホームページに掲載する申請様式が必要になります。ご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にご連絡ください。

３　提出方法

電子メール方式より受付を行います。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に資格審査担当（電話096-288-1652）に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。詳細については、表１ご覧ください。

なお、手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。郵送宛先には変更を希望する審査年度を記入してください。

以　上

表１　申請方法及び宛先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、福島、青森、北海道 | 本　社 | 　**電子メール方式で申請してください。**[**https://www.ur-net.go.jp/order/info.html**](https://www.ur-net.go.jp/order/info.html)**※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。****＜申請ガイドリンク＞****<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido20241101.docx>****ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、下記宛先に事前に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。****〒８６０－０８０４****熊本市中央区辛島町5-1****日本生命熊本ビル12階****独立行政法人都市再生機構****令●・●工事審査担当****令●・●コンサル審査担当****令●・●物品審査担当****（変更を希望する審査年度を記入）****電話096-288-1652****※持参等によるご来訪はご遠慮願います。** |
| 東　北　震　災復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄 | 九　州　支　社 |

１　東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。

２　各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。

**３　手続等について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。**

〔注〕

・格納サイトの移行に伴い、格納日によってアップロードの制限に変更がございます。

＜2025年7月18日以前に格納する場合＞

・アップロード可能なファイルの総容量：最大2GB

・アップロードできるファイル数：無制限（但し、ファイルの総容量が2GB以下）

＜2025年7月22日以降に格納する場合＞

・アップロード可能なファイルの総容量：最大1.9GB

・アップロードできるファイル数：最大20個

※ 上記の制限によりアップロードが困難な場合は、資格審査担当（電話：096-288-1652）までご連絡ください。

※ なお、移行が延期となった場合は、当機構のホームページにて、あらためて移行に関する情報をご案内いたします。

・電子メール方式により申請する場合には、受理通知は申請メールの送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

・添付書類等に疑義がある場合は、内容確認のため資格審査担当から担当者へ連絡させていただく場合があります。

・申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。

　※追加業種・工種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。

・最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。